

令和 8 年度第 1 回史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会

次 第

日 時 令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 1 時 30 分
場 所 小田原市観光交流センター イベントスペース

1 文化庁歴史まちづくり担当部長あいさつ

2 議事

（１）審議事項

ア 戦国期整備の方向性について

イ 御用米曲輪平場の整備案について

ウ 令和 8 年度の御用米曲輪の発掘調査について

3 その他

史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会員等名簿

1 史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会(敬称略)

NO.	専 門	氏 名	役 職	選出区分など
1	考古学	小野 正敏	国立歴史民俗博物館名誉教授	部会長 専門委員
2	建築史	小沢 朝江	東海大学教授	副部会長 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員
3	保存科学	高妻 洋成	文化財防災センター長	専門委員
4	文献史学	中島 圭一	慶應義塾大学教授	専門委員
5	庭園植栽 景観	宮内 泰之	玉川大学准教授	史跡小田原城跡調査・整備委員会委員

2 オブザーバー(敬称略)

NO.	所 属	職氏名
1	神奈川県教育委員会 教育局 生涯学習部 文化遺産課	主事 萩原 滉
2	株式会社文化財保存計画協会	研究員 山田 靖子

3 事務局

NO.	所 属	職氏名
1	文化部	担当部長 門松 忠輝
		副部長 竹縄 謙史
2	小田原城総合管理事務所	所長 岡 潔
		副所長(管理係事務取扱) 岩永 修
		副所長(計画係事務取扱) 片野 宏泰
		副所長(史跡整備係事務取扱) 佐々木 健策
		計画係主査 三浦 健太郎
		史跡整備係主査 中村 聡
		史跡整備係主査 三戸 芽
3	文化財課	課長 小林 隆
		埋蔵文化財係長 土屋 健作
		埋蔵文化財係主査 田中 里奈
		埋蔵文化財係主査 伊藤 千沙子

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則（平成25年3月29日教育委員会規則第3号）

最終改正:令和8年3月31日教委規則第3号

改正内容:令和8年3月31日教委規則第3号 [令和8年4月1日]

○史跡小田原城跡調査・整備委員会規則

平成25年3月29日教育委員会規則第3号

改正

平成30年3月23日教委規則第1号

令和4年3月31日教委規則第2号

令和8年3月31日教委規則第3号

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された史跡小田原城跡調査・整備委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）小田原市文化財保護委員会（小田原市附属機関設置条例第2条の規定に基づき設置された小田原市文化財保護委員会をいう。）の委員

（3）前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 委員会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）公募市民

（3）前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（部会）

第6条 委員会に、史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会が処理する事項は、委員会の所掌事務のうち、史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備に関する事項とする。

3 部会に属すべき委員（以下この条において「部会員」という。）は、委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。

4 部会員の数は、5人以内とする。

5 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選により選任する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

（関係者の出席等）

第8条 委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第10条 委員会及び部会の事務は、文化部小田原城総合管理事務所において処理する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日教委規則第3号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年度における組織体制について

1 目 的

これまで史跡整備事業については、文化部文化財課と経済部小田原城総合管理事務所の 2 課で推進してきたところであるが、一層の事務の効率化を図るため、機構改革を行うものである。

2 内 容

- (1) 経済部小田原城総合管理事務所を文化部に移管する。
- (2) 文化部文化財課史跡整備係を小田原城総合管理事務所に移管する。
- (3) 文化部文化財課に、歴史まちづくり係を新設し、文化部文化政策課文化政策係の事務のうち、歴史的建造物の保存・活用に係る事務、及び都市部都市政策課都市デザイン係の事務のうち、歴史的風致維持向上に係る事務を移管する。

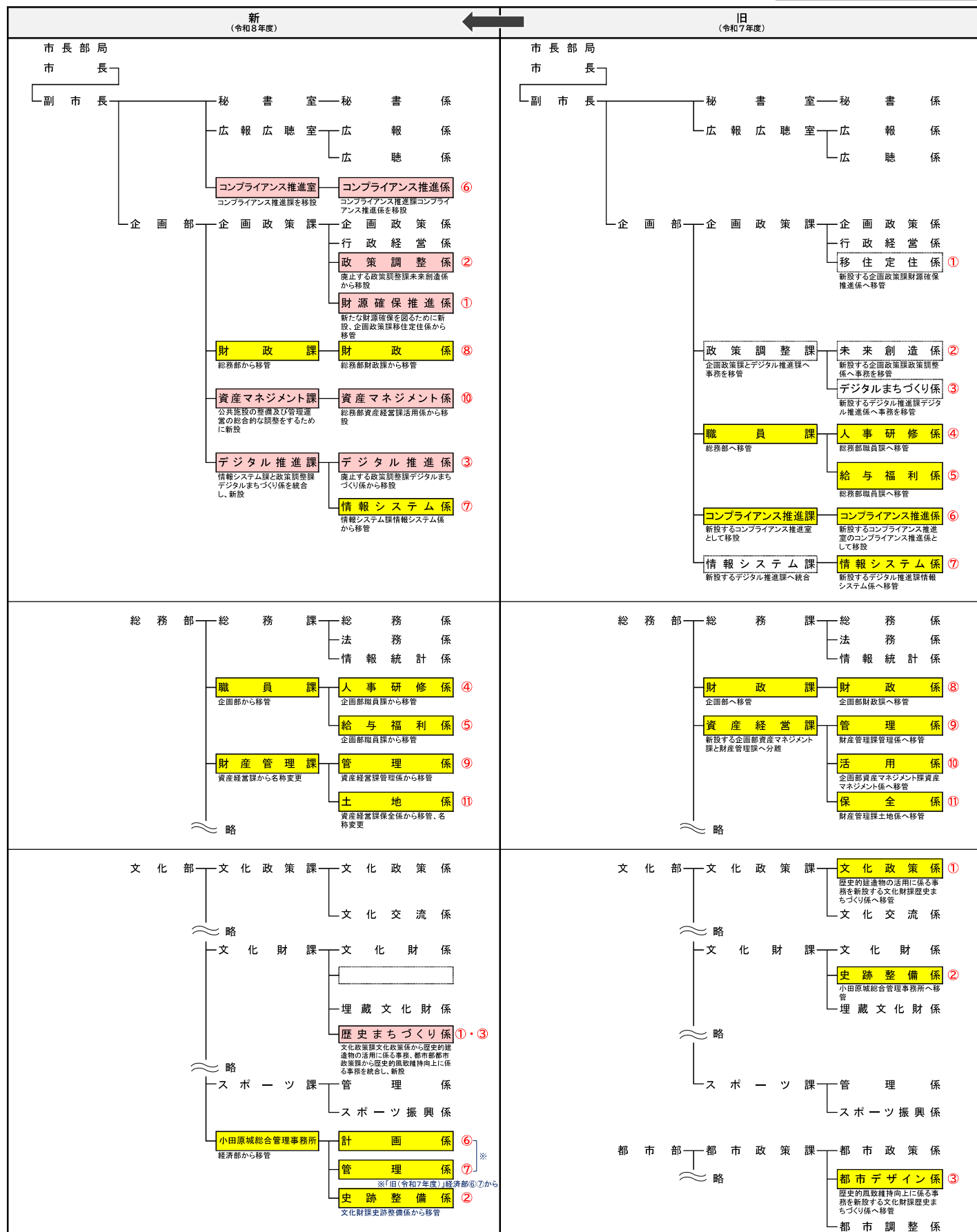
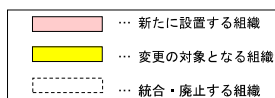
3 実施日

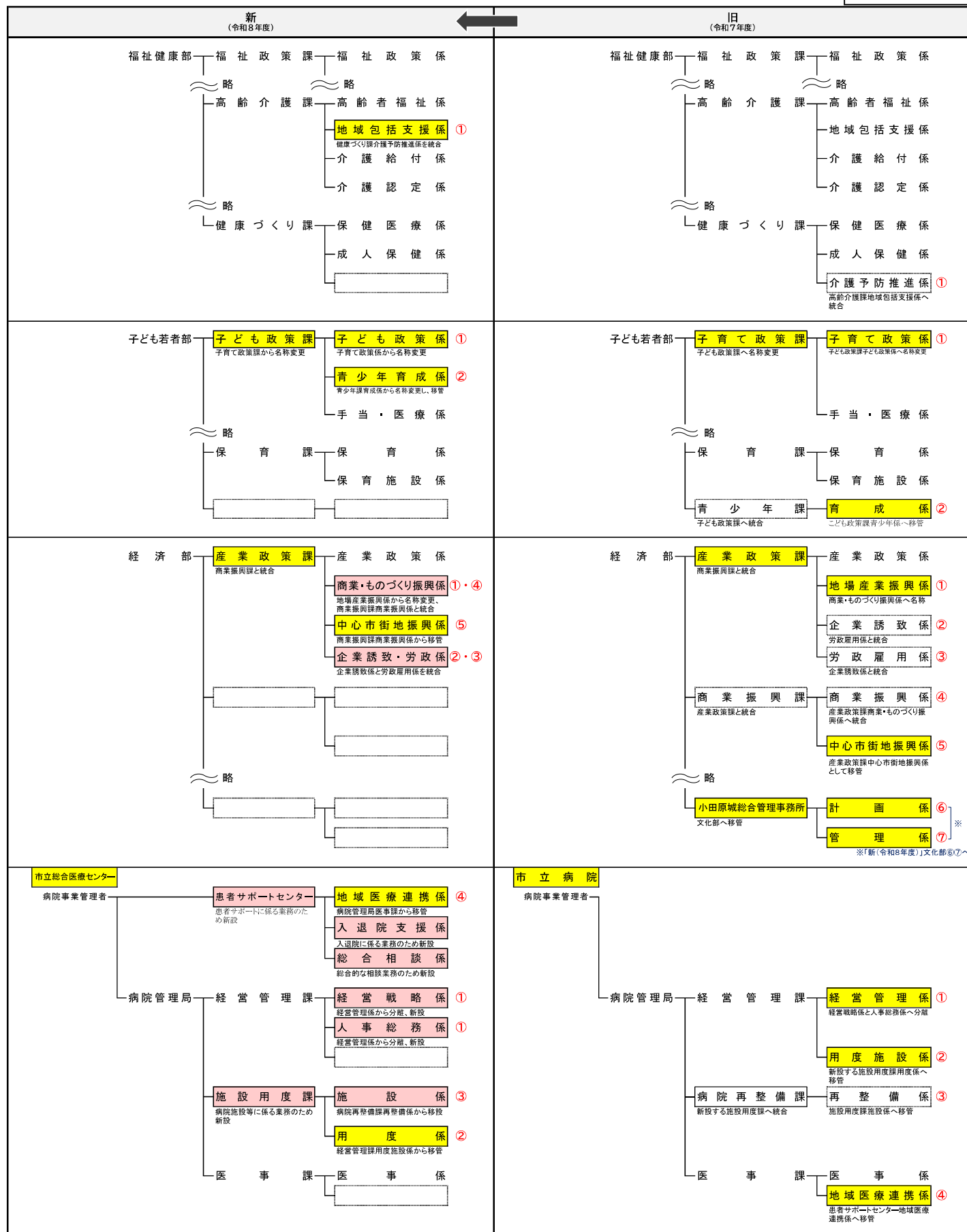
令和 8 年 4 月 1 日

4 機構改革後の史跡整備にかかる主な事務分掌

所 管 課	内 容
文化財課	・ 史跡江戸城石垣石丁場跡に関すること ・ 史跡用地の取得に関すること ・ 史跡指定に関すること ・ 史跡整備にかかる国県補助金のとりまとめに関すること ・ 御用米曲輪における発掘調査に関すること ・ 国・県との連絡調整に関すること
小田原城総合管理事務所	・ 史跡小田原城跡及び史跡石垣山における維持管理に関すること ・ 史跡小田原城跡調査・整備委員会の運営に関すること ・ 史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討委員会の運営に関すること

令和8年度 組織・機構について





御用米曲輪平場整備の方向性と専門部会の位置づけについて

1. 経緯

史跡小田原城跡については、平成 5 年（1993）策定の『史跡小田原城跡 本丸・二の丸整備基本構想』に基づき、復元的整備の時代設定は「a. 台地の中に包蔵されている「歴史的な厚み」全体を保護するために、城が城として機能していた最終期の状況に保存・整備することとし、原則として江戸時代末期の姿を標準として整備する。」「b. 例外として、発掘調査等により小田原北条時代等の特性を表す遺構が発見された場合は、その歴史的特性を十分明確にしながら、「江戸時代末期」に縛られない整備を行う。」とする。

それに基づき、御用米曲輪についても江戸時代末期の姿を整備する方向で整備遺構確認のための発掘調査を平成 22 年（2010）より開始し、『史跡小田原城跡御用米曲輪整備実施設計』を策定した。本実施設計は、江戸時代末期の御用米曲輪の姿を表出させるための実施設計であったが、基本設計を経ずに発掘調査途中での策定であったことから不備が多く、平成 24 年度に改めて『史跡小田原城跡御用米曲輪追加整備実施設計』を行った。

⇒ 江戸時代末期での整備

しかし、平成 23 年度の第 3 次調査において「小田原北条時代等の特性を表す遺構」が顕著に検出されたことから、神奈川県・文化庁との調整を経て、小田原城の歴史の重層性を明らかにするため、戦国時代の遺構についても江戸時代の遺構を損なわない範囲で調査を行うようにとの指導を受け、以後戦国時代の遺構調査を実施するに至った（第 7 次調査まで）。

その後、具体的な整備計画については、発掘調査の概要報告書における調査成果を踏まえて再構築していくこととなり、『史跡小田原城跡 本丸・二の丸整備基本構想』における「城の特性をより理解しやすくするため、複合した時期のままで説明することも必要である。」との位置づけから、「史跡の特異性に即して一体として国民一般の活用に供することができるよう、必要な整備を行うこと」が望まれるとの考え方に基づき、史跡小田原城跡調査・整備委員会（以下、整備委員会）での検証を経て、戦国時代と江戸時代の双方の遺跡を活かした修景整備を行うこととした。

⇒ 戦国期・江戸時代末期での整備

平成 30 年度（2018）に『史跡小田原城跡御用米曲輪整備基本設計』が企図されるが、検討資料が不足しているとの理由から、近世期のみの整備基本設計を策定し、戦国期の検討は取りやめとなった。そのため、「史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期～江戸期整備基本設計業務打ち合わせ」を行い（全 6 回）、整備基本設計策定に向けての調整会議が

行われた。その中で、文化財保存計画協会より戦国期整備のため、整備委員会の下に部会を設けるのが良いのではないかと提言があり、令和元年（2019）2月12日の第6回打合せで専門委員を選定した専門部会を設置することとした。

⇒ 戦国期整備検討部会設置へ

また、この頃には『史跡小田原城跡保存活用計画』の策定作業が行われており、同計画は令和3年（2021）に完成した。

『史跡小田原城跡保存活用計画』では、『史跡小田原城跡 本丸・二の丸整備基本構想』をはじめ、既策定の『史跡小田原城跡保存管理計画策定報告書』（1976）・『史跡小田原城跡保存管理計画策定報告書（二）小田原城八幡山遺構群』（1980）・『史跡小田原城跡整備の理念と方針』（1982）・『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書』（2010）の内容は『史跡小田原城跡保存活用計画』に統合された。

『史跡小田原城跡保存活用計画』においては、小田原城の本質的価値を守り、未来に伝えるとの視点から、「戦国期から近世にわたる城郭の整備」がうたわれ、御用米曲輪については「発掘調査等々の調査成果、整備基本設計、実施設計に基づき、専門家等の指導を受けながら整備を推進。」とし、「戦国期の庭園跡等が発見されたため、一部（南西部）に戦国期の遺構を整備することとなった。」と記し、「戦国期エリアは、今後数年のうちに戦国期整備基本設計を行うことを見据え、必要な調査（再発掘調査を含む）を実施し、江戸期整備がある程度進行した段階で整備を実施するものとする。」と位置付けている。

⇒ 『史跡小田原城跡保存活用計画』の策定

⇒ 戦国期での遺構整備を明言

その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があり、令和2・3年度は整備委員会が開催できなかった（各年1回のみ）。そのため、大きく議論を進めることはできなかったが、令和4年5月16日に開催した第1回整備委員会において、審議事項として令和元年2月12日に提言のあった「史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会の設置について」が議題となり、部会構成員（整備委員会より小沢委員・宮内委員のほか、国立歴史民俗博物館名誉教授小野正敏氏、奈良文化財研究所高妻洋成副所長、慶應義塾大学教授中島圭一氏）を含めてご承認頂く。

合わせて、この頃にはひとつの空間に複数の時期の遺構を整備することへの危惧が示された。その際に委員長より「戦国期整備は戦国期整備の部会で検討してもらうのが良い。」とのコメントがあった。

⇒ 戦国期整備検討部会（以後、部会）設置

⇒ 複数の時期での整備への危惧

以降、部会での検討内容については、整備委員会各回で報告してきたが、令和6年5月24日の令和6年度第1回整備委員会で、部会から「全面を戦国期で整備する。」との結論が出たとの報告をしたところ、整備委員会では下記のような意見があった。これにより、部会の位置づけや権限についての認識が統一されていないことがわかった。

- ・部会の結論がそのまま整備方針になるのがすっきりする（委員）。
- ・戦国期整備については部会に一任し、部会での結論を整備委員会で承認（事務局）。
- ・戦国期の遺構について一任しただけであり、曲輪全体は近世半分・戦国期半分との方針は決定済、部会に検討してもらうのは戦国期のところのみ（委員）。
- ・実際の具体的整備方針は決まっていないはず。時代が混在した整備は辞めたい、としたところまで（委員）。
- ・最終決定は誰がするのが曖昧である（委員）。

⇒ 部会の位置づけについての解釈の相違

しかし、事務局は部会設立時（令和4年）に文化部長確認の上での市の方針として

- ① 必要な追加調査を行う。
- ② 戦国期整備範囲を限定せず、整備方法についても部会の審議内容を反映する。
- ③ 既存の近世整備範囲においても、戦国期整備範囲が広がる場合には、補助対象外でも市の財源で実施設計費用を捻出する（神奈川県教委相談済）。

などを部会の役割としたうえで、部会員の委任を行っている。

⇒ 戦国期整備は範囲・内容を含め、部会に一任

また、令和4年5月30日に開催した最初の小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会においても、事務局から「戦国期整備については平成27年度の委員会で説明した内容から検討はほとんど進んでいない。課題は多いが、御用米曲輪整備の再スタートと位置づけ、ひとつひとつ解決していきたい。」との説明をし、部会長から親委員会より参加の部会員に対し、「市の説明の通り、戦国期エリアは部会で検討してくれということで、親委員会は了承しているか。」との確認があり、「先の整備委員会です承され、その成果を待つということになった。」との回答を得ている。

⇒ 戦国期整備は範囲・内容を含め、部会に一任

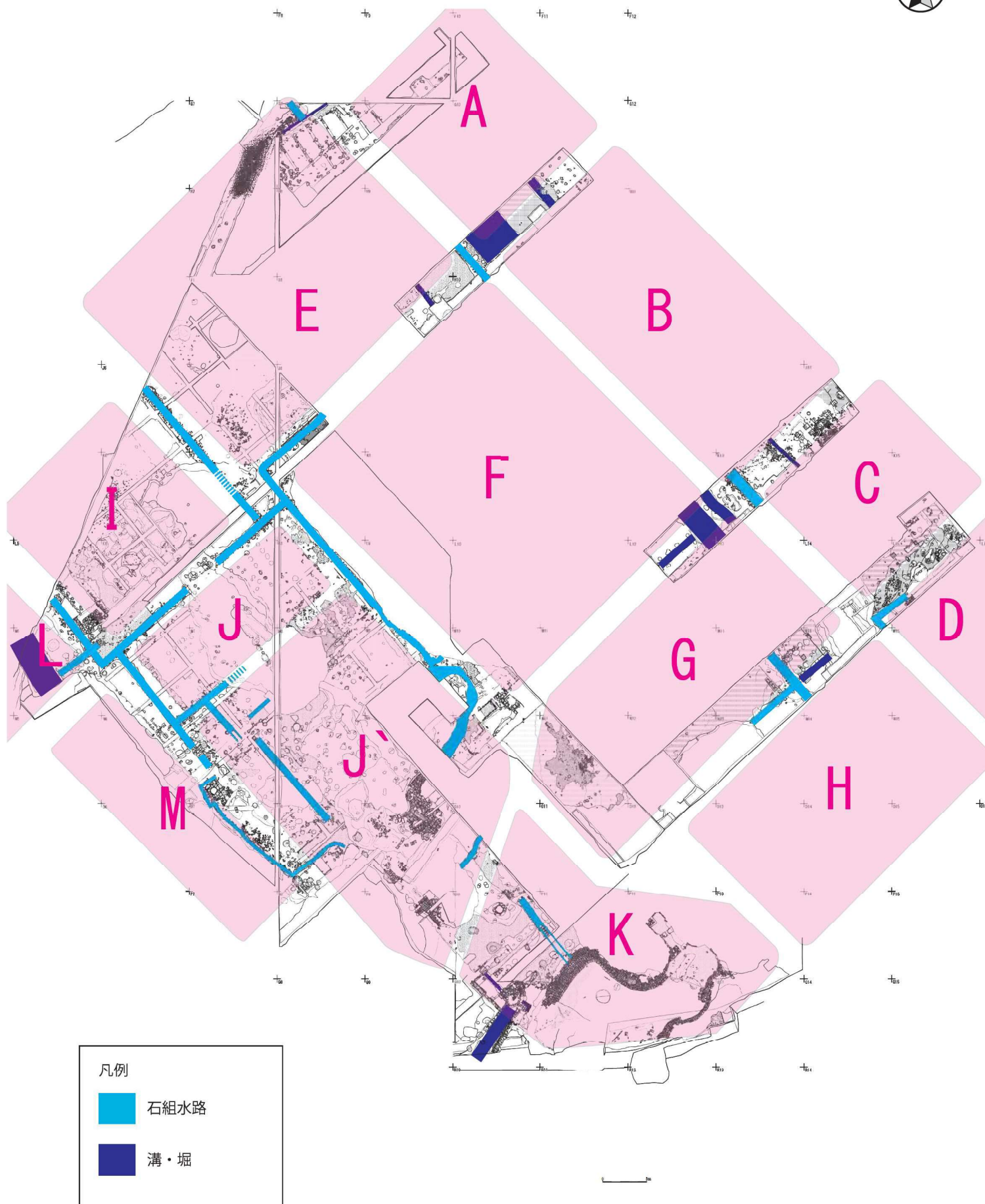
2. 事務局の考え

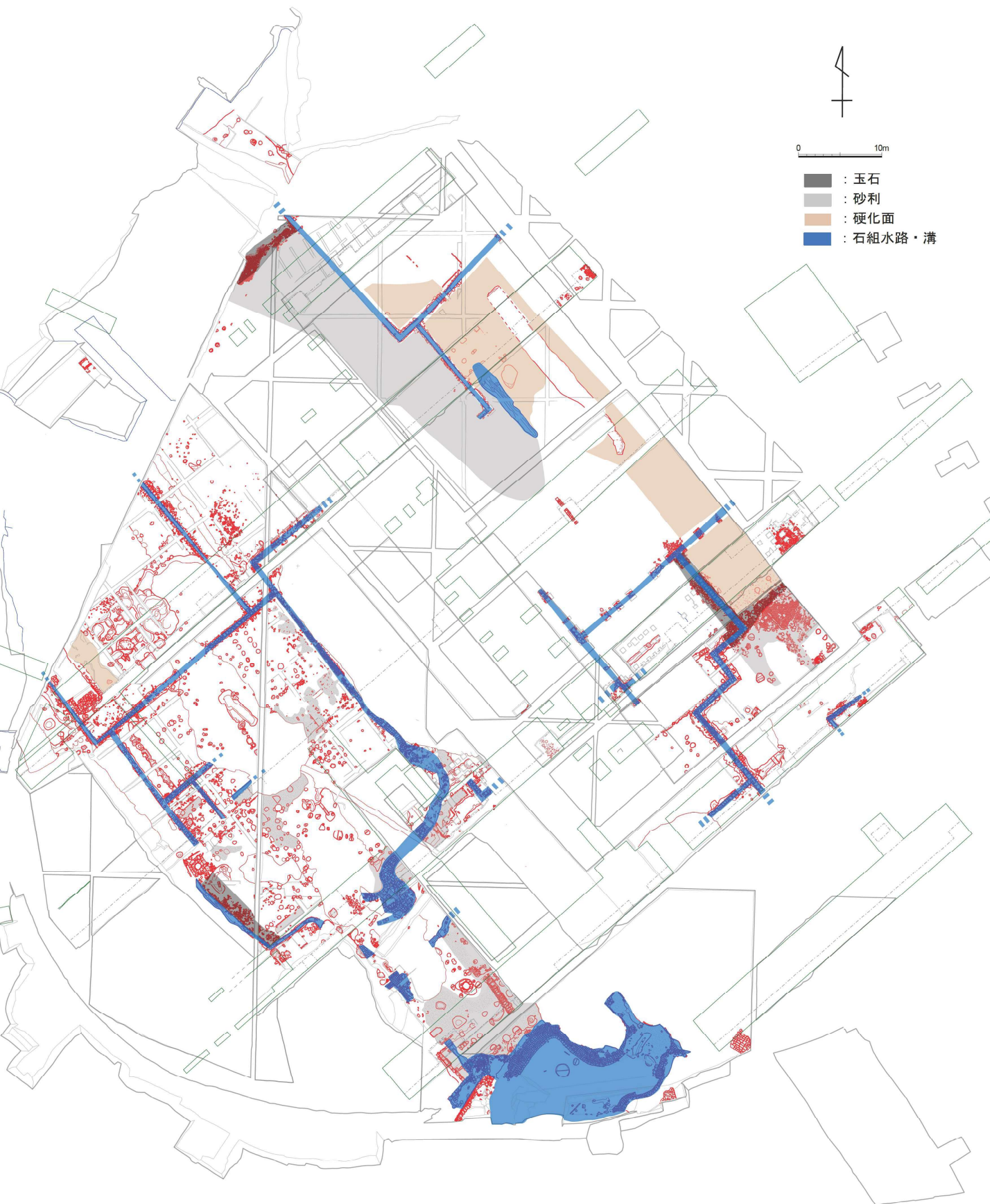
以上の経緯から、事務局としては御用米曲輪の戦国期整備に関する範囲・内容は部会に一任していると考え。しかし、整備委員会委員各位の中での解釈の相違があることは事実であり、その点を整理しきれていなかったことは事務局の責任である。

したがって、改めて部会の位置づけについての認識を確認させて頂き、共有したうえで戦国期整備の方向性を確定したい。



令和5年度第2回専門部会 遺構情報整理図





戦国期空間分割図



戦国期末調査・攪乱範囲



0 10m

- : 戦国末調査範囲
- : 攪乱

